

令和5年度第1回札幌方面手稲警察署協議会議事概要

- 1 開催日時
令和5年6月22日（木）午後4時00分から午後5時30分
- 2 開催場所
手稲警察署3階大会議室
- 3 出席者
(1) 協議会委員
9人（定員10人）

役職	氏名	委嘱月日	期別	備考
会長	佐藤隆司	R4. 10. 1	第1期	
副会長	徳永純子	R3. 6. 1	第2期	
副会長	鶴 敦	R5. 6. 1	第1期	
委員	丸山克子	R4. 10. 1	第2期	
委員	桐畑浩治	R4. 10. 1	第1期	欠席
委員	島田楓月	R4. 10. 1	第1期	
委員	富田晴喜	R4. 10. 1	第1期	
委員	佐々木陽子	R5. 6. 1	第1期	
委員	小形雅和	R5. 6. 1	第1期	
委員	中村淳子	R5. 6. 1	第1期	

（敬称略）

(2) 警察署 13人

職名	氏名	手稻署配置	備考
署長	森田 浩	R4. 3. 25	
副署長	山本 博幸	R5. 4 . 1	
刑事生活安全官	上野 賢一	R5. 4 . 1	
地域交通官	梅田 秀典	R5. 4. 1	
警務課長	高橋 昌弘	R3. 4. 1	事務局
留置管理課長	仁木 真司	R5. 4 . 1	
会計課長	木戸 崇文	R4. 4 . 1	
生活安全課長	山崎 哲也	R5. 4 . 1	
地域課長	西田 里加	R4. 4 . 1	
刑事第一課長	三枝 哲也	R4. 4 . 1	
刑事第二課長	山越 雅史	R5. 4 . 1	
交通一課長	相馬 義範	R5. 4 . 1	欠席
交通二課長	杉本 考一	R4. 4 . 1	
警備課長	秋山 智美	R5. 4. 1	

4 議事進行内容

- (1) 開 会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 協議会委員紹介
- (4) 警察署幹部紹介
- (5) 協議会会長あいさつ
- (6) 署長あいさつ
- (7) 議題協議
 - ア 各種犯罪発生状況について（質疑応答）
 - イ 交通事故の現状と対策について（質疑応答）
- (8) 次回協議事項について
- (9) 閉会

5 委員からの意見、提言等

- (1) 各種犯罪発生状況

【委員】

闇バイトとは、具体的にどのような犯罪なのか。

【警察署説明】

闇バイトとは、犯罪集団がSNSやインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られるなど甘い言葉で募集して、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の手先として雇う事です。

一度でも闇バイトをしてしまうとやめたいと思っても、応募のときに送った身分証明書から「家に行く」「家族に危害を加える」と犯罪組織から脅されるケースもあります。

闇バイトを介して犯罪を犯した者が逮捕された後に待ち受けるのは懲役や被害者への損害賠償です。もちろん犯罪グループは助けてくれません。

闇バイトは使い捨てと言えます。

【委員】

警察で取り組んでいる闇バイトの防犯対策について説明してほしい。

【警察署説明】

少年を「闇バイト」をさせないための警察の取組みとして、一つは、バイトに募集させない対策として、非行防止教室や各種広報活動等を実施していますが、

- 親～一番身近な味方として、少年を信じるとともに、悪いことをしたときはしっかり叱る
- 学校～身近な小社会として、ルールやマナーを守る大切さを教える
- 社会～全体で、少年をあたたく見守り、善導に導く

等が大切です。

【委員】

闇バイトの防止は困難な問題であるが、取締り強化に加え、犯罪に手を染めた若者の後悔の念などについて報道関係者の協力を得て報道してもらいなどし、広報啓発してはどうか。

【警察署説明】

報道機関に対しても、素材の提供に努めており、今後とも緊密に連携を図って参ります。

【委員】

若者の多くは、SNSを利用し、動画サイトもよく見ているので、警察で動画の間に、闇バイトの危険性等に関する広告を掲載してもらってはどうか

【警察署説明】

警察でもSNSを活用し、闇バイト募集の危険性をアピールしているほか、FM放送局とも連携して、一般リスナー向けに危険性や犯罪に手を染めることのないよう広報啓発に努めております。

(2) 交通事故の現状と対策について

【委員】

自転車利用者のヘルメットの着用率はどれくらいか

【警察署説明】

自転車用ヘルメットの着用率につきましては、公の調査結果がないことから、数値でお示しすることができません。

4月から義務化されたヘルメットの着用につきましては、定着しているとは言えない状況にあります。

4月初めに比べて徐々にですが、ヘルメット着用者を見かけるようになってきたとは思いますが、朝の通学路を見た範疇では、自転車通学の学生の多くがヘルメットを着用していないように見受けられました。

【委員】

学生の自転車運転に危険を感じる人が多い。自転車の取締りも強化して欲しい。取締りはどの程度行っているか。

【警察署説明】

活動期に入り、ルールやマナーを守らない自転車利用者が見受けられ、また、自転車利用に起因する交通事故も発生しているところです。

そのため、交通事故の発生実態を捉え、主要道路等において自転車の取締りや指導を行っております。

自転車の交通検挙は、自動車に比べて高い頻度でなされているわけではありませんが、交通違反に至らないものに対して行う現場指導は、頻度高く実施しているところです。

自転車の安全利用につきましては、従前よりホームページや啓発用チラシなど、様々な広報媒体を通じて呼び掛けており、ヘルメット着用につきましても、同様に呼びかけを行っております。

引き続き、関係機関・団体と連携し、あらゆる機会を捉えて自転車の安全利用に関するルールやマナーの周知・定着に努めるほか、自転車利用者に対する指導・取締りを実施して参ります。

【委員】

通学路に旗を持った保護者やボランティアの方々が立っていると、車も気をつけて運転してくれるのかなと思う。

その一方で、大きな道路はやはり車のスピードが上がっている。歩行する側も、ルールを守り、信号待ちの時は、車道ぎりぎりに立たないなど、自分を守るという事を考える必要があり、大人は子どもに教えていく必要がある。

【警察署説明】

警察署では、従前から交通安全教室などにおいて、交通ルールのほか、単に交通ルールを守るだけでは事故被害を回避できない場合もあることから、例えば「青信号の横断歩道を歩いている、左右を確認する。」とか「歩道を歩いている、車道との際を歩かない。」など、事故に遭わないよう自分自身で考え、身を守ることも重要であることも伝えているところです。

引き続き、関係機関・団体と連携し、子どもが交通事故に遭わないよう各種取組を推進して参ります。

【委員】

道路に立体的な絵を描いて車の減速を促す「イメージハンプ」というものがありますが、手稲区でも設置している場所はあるのか。

また、設置する予定はあるか。

【警察署説明】

手稲区内において、北海道公安委員会及び道路管理者が「イメージハンプ」を設置している箇所はありません。

また、手稲区内におけるイメージハンプの設置予定は、現時点ありません。

路面に絵を描く「イメージハンプ」は、冬期間に雪が降る北海道において、降雪による視認性低下（降雪によりイメージハンプが見えなくなる）や、除雪による機能性への影響（除雪車にイメージハンプが削られ絵が見えなくなる）などの理由により、積極的に推進されているものではありません。

他方、「イメージハンプ」には、夏期間における速度抑制効果が見込まれるという側面もあることから、道路管理者等との協議の話題にしていきたいと考えています。

- 6 次回テーマについて
事務局預かりとする。

- 7 次回開催予定
令和5年9月下旬を予定

令和 5年 月 日

印

令和 5年 月 日

印
